

香芝市報道資料

令和7年 6月16日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービスの導入について

1 概要

香芝市立保育所、認定こども園及び幼稚園においては、これまで、児童を預ける際に保護者が紙おむつ等を持参し、保育士がそれらを児童ごとに管理していましたが、保護者や職員の負担軽減を図るため、令和7年9月1日から、紙おむつ等の定額利用サービスを導入します。

このサービスを導入することにより、保護者は紙おむつ等の物品を持参することなく登所（園）することができます。

2 サービスの内容

- (1) 対象施設 香芝市立保育所、認定こども園及び幼稚園 計12施設
- (2) 対象物品 紙おむつ、おしりふき（令和7年9月1日から）
寝具セット一式（令和8年4月1日から）
- (3) 利用料金 月額定額制（保護者負担）
- (4) 利用方法 サービスの利用を希望する保護者が、本市が選定したサービス提供事業者と直接契約することで、当該事業者から各施設に対象物品が納品され、その児童が利用することができます。

3 三橋市長コメント

保育所等において毎日使用することとなる紙おむつ等について、保護者が持参したり、保育士がそれらを児童ごとに管理したり、双方にとって大きな負担となっていた。

このサービスを導入することにより、保護者と保育士の双方の負担を軽減し、児童と向き合う時間が増えることを期待している。

以上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

担当：皆見

所在地：〒639-0251

奈良県香芝市逢坂1丁目374番地1

電話：0745-79-7520（代表）